

# 公民館の利用について

## 1. 施設の利用に関する規制

- ①利用者が施設を利用する場合は、1週間前に区長に申し入れる。  
但し、個人の非事等により利用する場合は、区長が調整する。
- ②利用者は別に区長が定める「公民館借用書」に目的・期間等の記入手続き後、鍵を副区長より借用する。
- ③施設の利用に伴う鍵の受け渡し、ならびに利用料の受領事務処理は、副区長がこれを行う。

## 2. 公民館利用料

- ①自治区内の諸団体が区の事業に参画するため利用したり、自らの行事等に利用する場合は無料とする。
- ②上記とは別に次の場合は、利用料を徴収するものとする。

利用者		利用内容	時間	利用料
自治区内諸団体等	高齢者クラブ	参加者が受講料の支払いをする講習会等の開催	1区分	1,000円
	女性会			
	年行司			
	子ども会			
	棒の手			
	ジュニアクラブ			
	同好会			
個人	非事その他	1日	10,000円	
他自治区の団体・同好会の会合ならびに講習会			1区分	1,200円
団体が計画する事業で実益があるもの			1日	20,000円

\*区分 ①早朝～9時、②9時～13時、③13時～17時、④17時～21時